

ベリリウム及びその化合物の健康診断結果提出事業場に関する調査結果について

1 調査の対象

特定化学物質障害予防規則に基づく健康診断の実施結果を、住所地を管轄する労働基準監督署に提出した事業場を対象にした。現在までに提出があった 163 事業場に対して、調査した。

2 結果の概要

現在、製造又は取り扱う作業が「ある」と回答したのは、57 事業場である。その内訳は以下のとおりとなっている。①の(i)以外は、作業頻度が極めて低いものが多かった。

①製造（ベリリウム合金の溶解、切削等の加工。ベリリウム化合物の封入作業等）：

18 事業場

そのうち、

(i) 溶解、切削等を行うもの：4 事業場

(ii) ベリリウム含有率が 3 %未満であることが明確であるもの：4 事業場

②研究（ベリリウム化合物を用いた研究開発等）：10 事業場

③分析（ベリリウムを試薬として用いている等）：21 事業場

④X 線装置（X 線の透過窓にベリリウムを用いている装置を使用している等）：

8 事業場

3 考察

① 事業場は限定されるが、ベリリウム合金のインゴット製造や、ベリリウム合金の切削作業を行っている 4 事業場については、より適切な作業が必要と思われる。

② X 線装置の透過窓にベリリウムを用いている装置を使用している事業場や、試薬としてベリリウム溶液を用いている事業場などについては、作業者が直接触れない場合や、含有率は 3 %未満と思われる。

③ ベリリウム化合物を機械設備に封入する作業を行う事業場についても、密閉された全自動の工程になっている事業場が多いほか、ベリリウム化合物自体を製造等しているわけではない。

④ そのほかの製造している事業場は、X 線透過窓の窓枠をロウ付けするもの、添加物としてベリリウム合金を加えるものや、ガラス管内にベリリウム化合物を封入するもの等である。

⑤ ベリリウム合金の含有率が 3 %未満であるとしている 4 事業場については、特化則の適用とはならないものの、溶解等の作業であり、適切な作業の実施が望ましい。